（留学生、事業修習生等の届出）

租税条約に関する住民税の届出書

　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第１１条の規定（又は租税条約の規定によつて所得税を免除される外国政府職員、教授、留学生等に係る住民税の取扱いについて（昭和40年6月10日自治府第62号））に基づき、次のとおり届け出ます。

令和　　年　　月　　日

　七戸町長　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住民税の免除を受けるもの | 氏名 |  |
| 住所（居所） |  |
| 生年月日 | 　年　月　日 | 国　　籍 |  |
| 入国年月日 | 年　月　日 | 在留資格 |  |
| 在留期間 |  |
| 入国前の住所 |  |
| 在籍する学校、訓練を受ける事業所等 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 租税条約の規定に基づく所得税の免除について | 所得税については、日本国と　　　　　　　　　　との間の租税条約第　　条第　　項により、租税条約に関する届出書を令和　　年　　月　　日に税務署に提出して免除を受けています。 |
| 免税となる所得 | 支払者名称 |  |
| 支払者所在地 |  |
| 契約期間 | 　　 年　　月　　日～　　　　　年　　月　　日 |
| 所得の種類 |  | 支払金額 | 月額　　　　　円 |
| 支払方法 |  | 支払期日 |  |
| その他参考となるべき事項 |  |

添付書類

　・租税条約に関する届出書（控）の写し　（税務署の受付印があるもの）

　・マイナンバー記載欄についてはマスキング等の対応をお願いします。

※本届出書は、租税条約の対象期間中の所得について、毎年３月１５日までに提出が必要です。提出がなかった年は免除を受けることができません。